

陸運業の労働災害の動向と荷役災害防止対策のポイント 配付資料

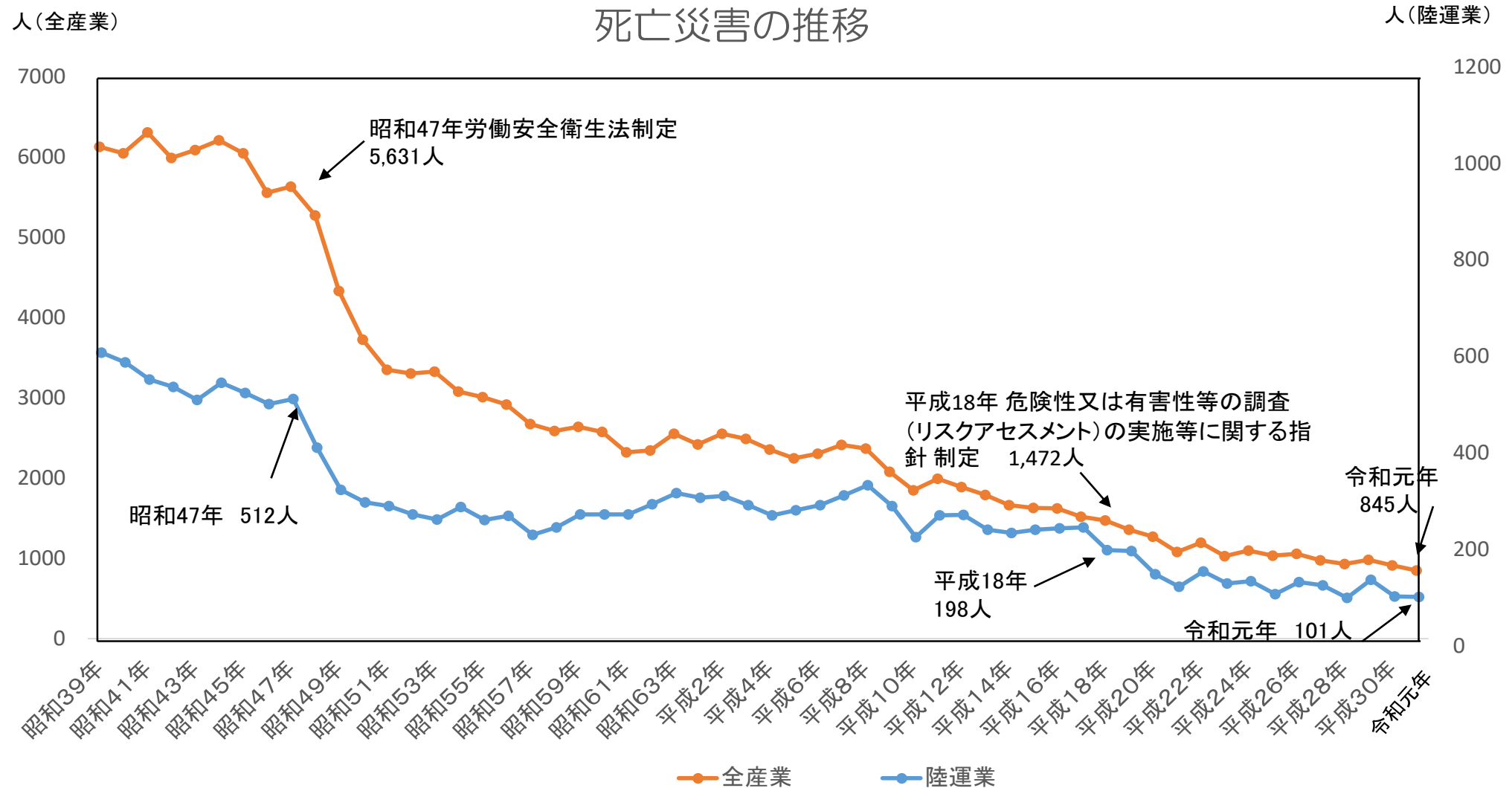
令和3年12月3日（金）



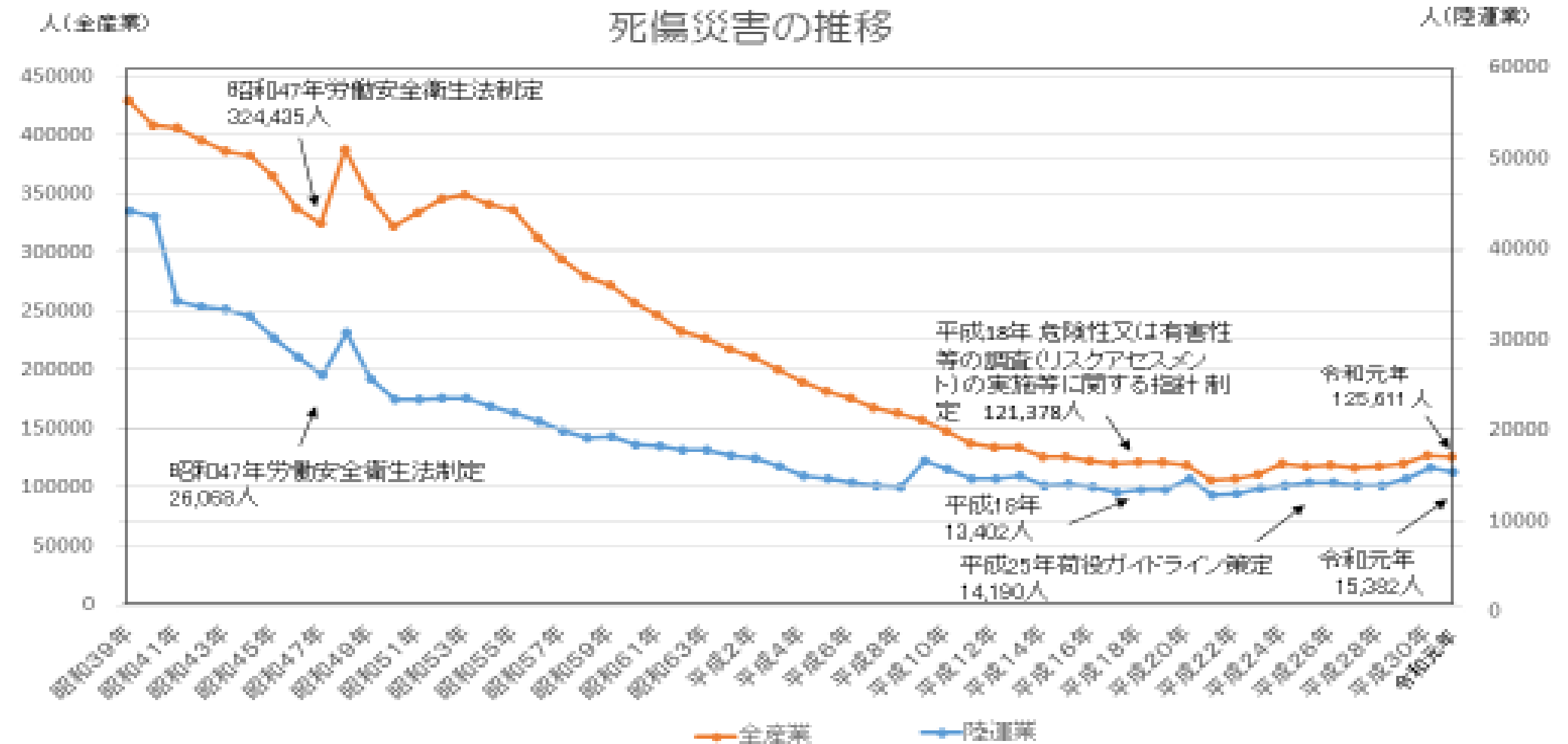
陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部
安全衛生管理員 五十嵐 力

1 労働災害の発生状況

(1) 死亡災害発生数の推移

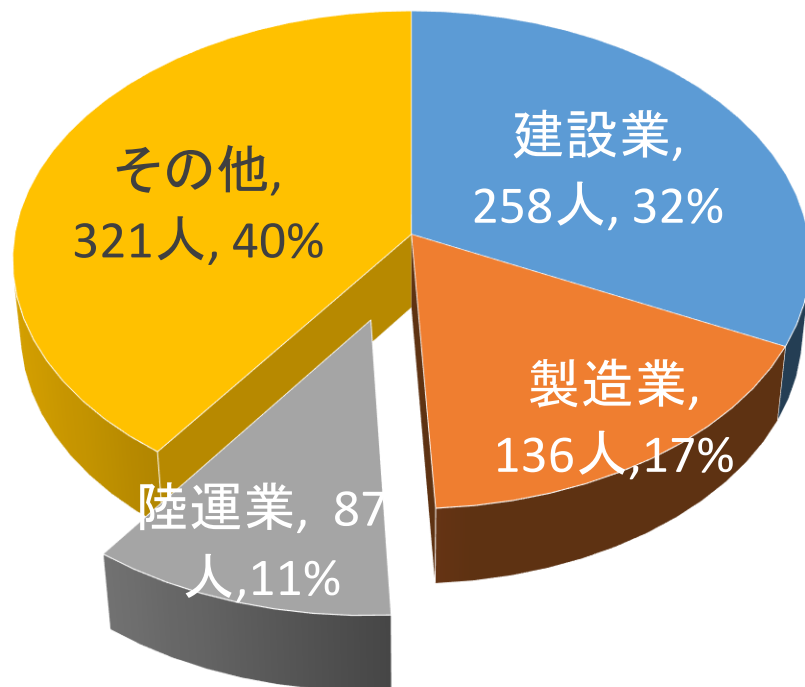


(2) 死傷災害発生数の推移

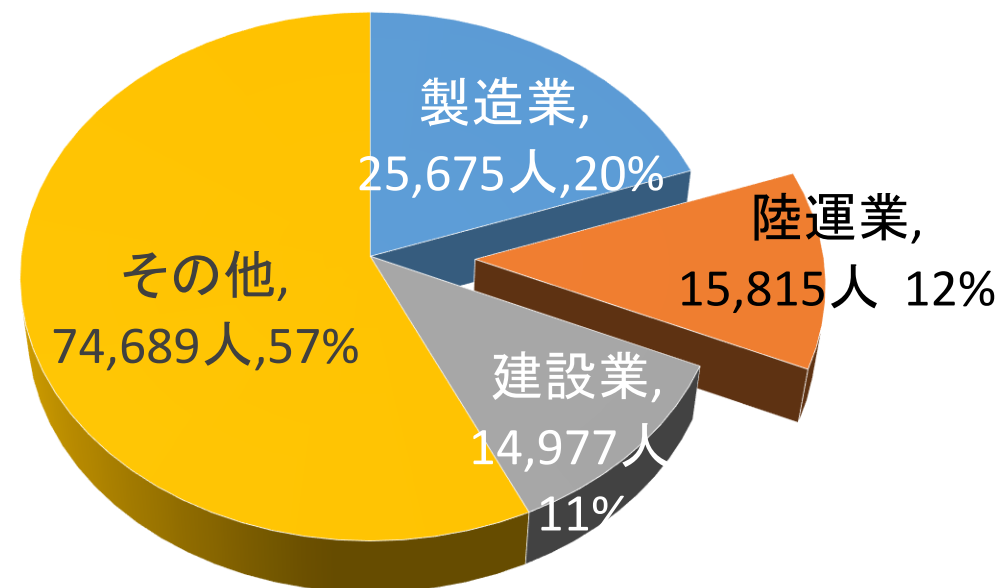


(3) 業種別労働災害の発生状況

R2死亡災害
(802人)



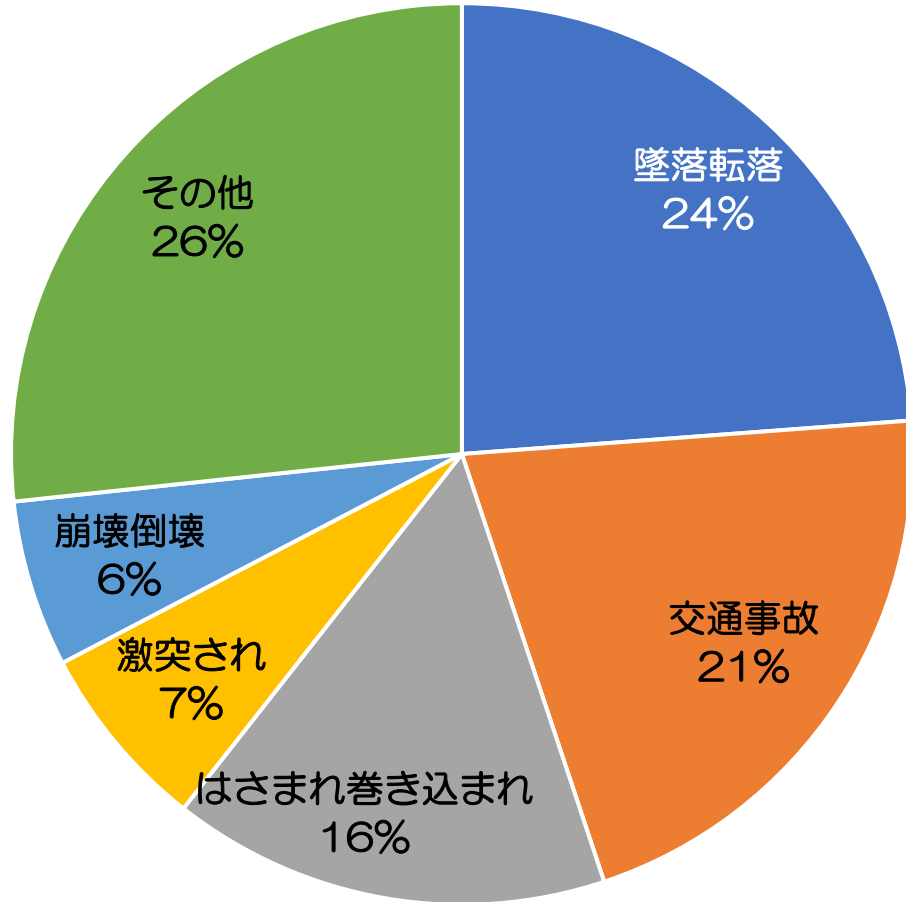
R2死傷災害
(131,156人)



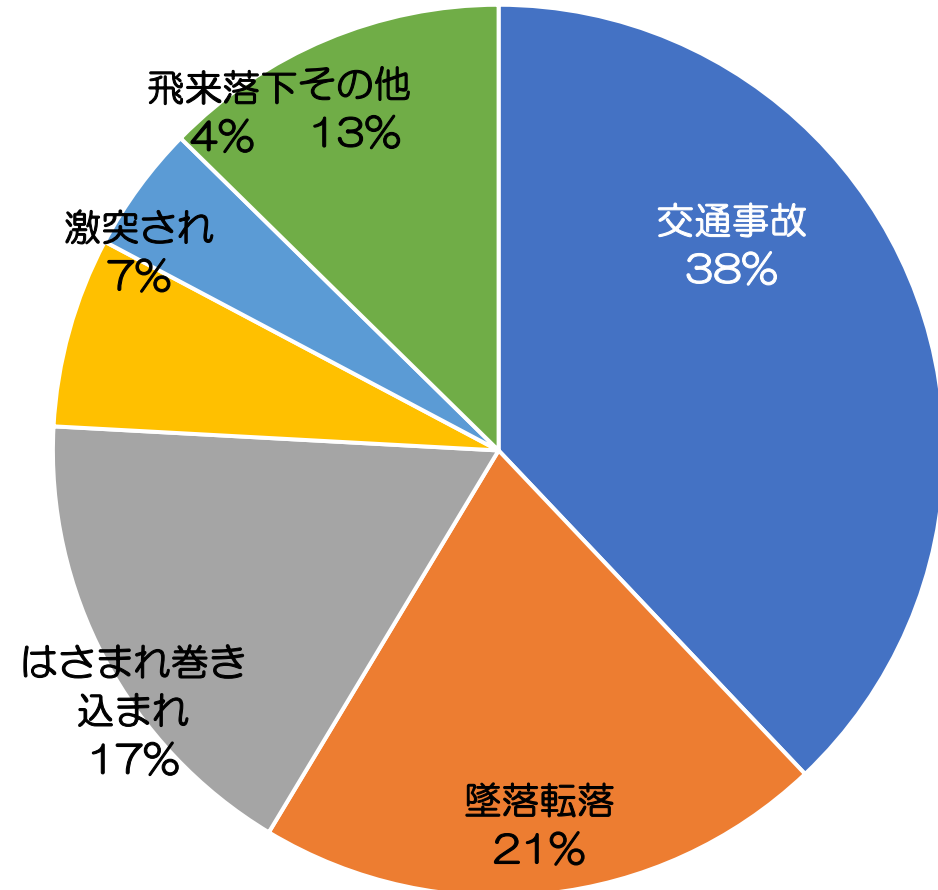
(4) 業種別・事故の型別死亡災害発生状況

① 死亡災害（令和2年）

全産業



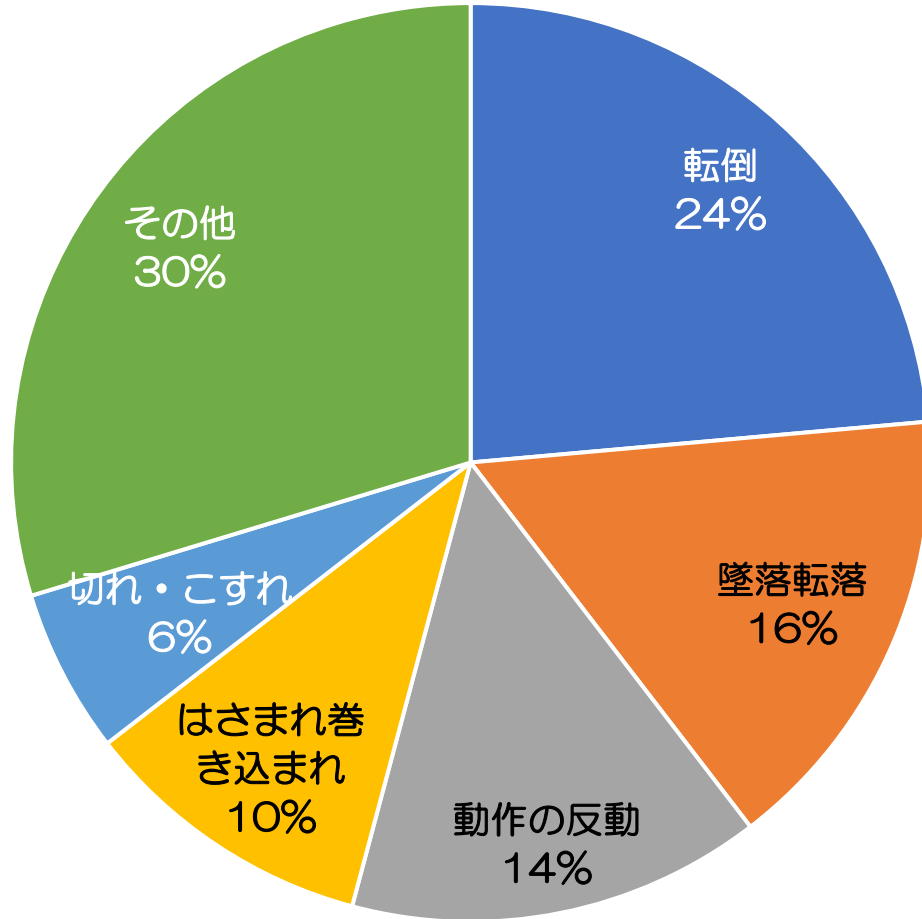
陸運業



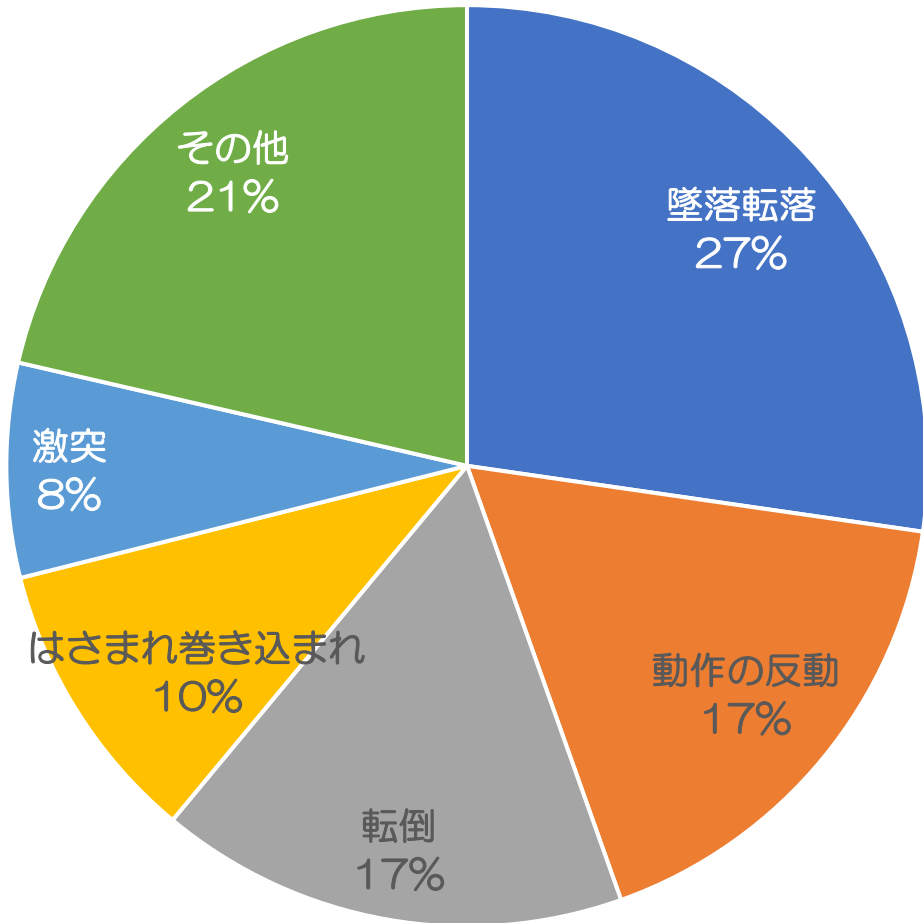
(5) 業種別・事故の型別死傷災害発生状況

② 死傷災害(令和2年)

全産業



陸運業



2 荷役作業の安全対策ガイドライン

(1) 陸上貨物運送事業における荷役作業の 安全対策ガイドライン策定の経緯

(平成25年3月25日基発0325第1号)

背景・事情

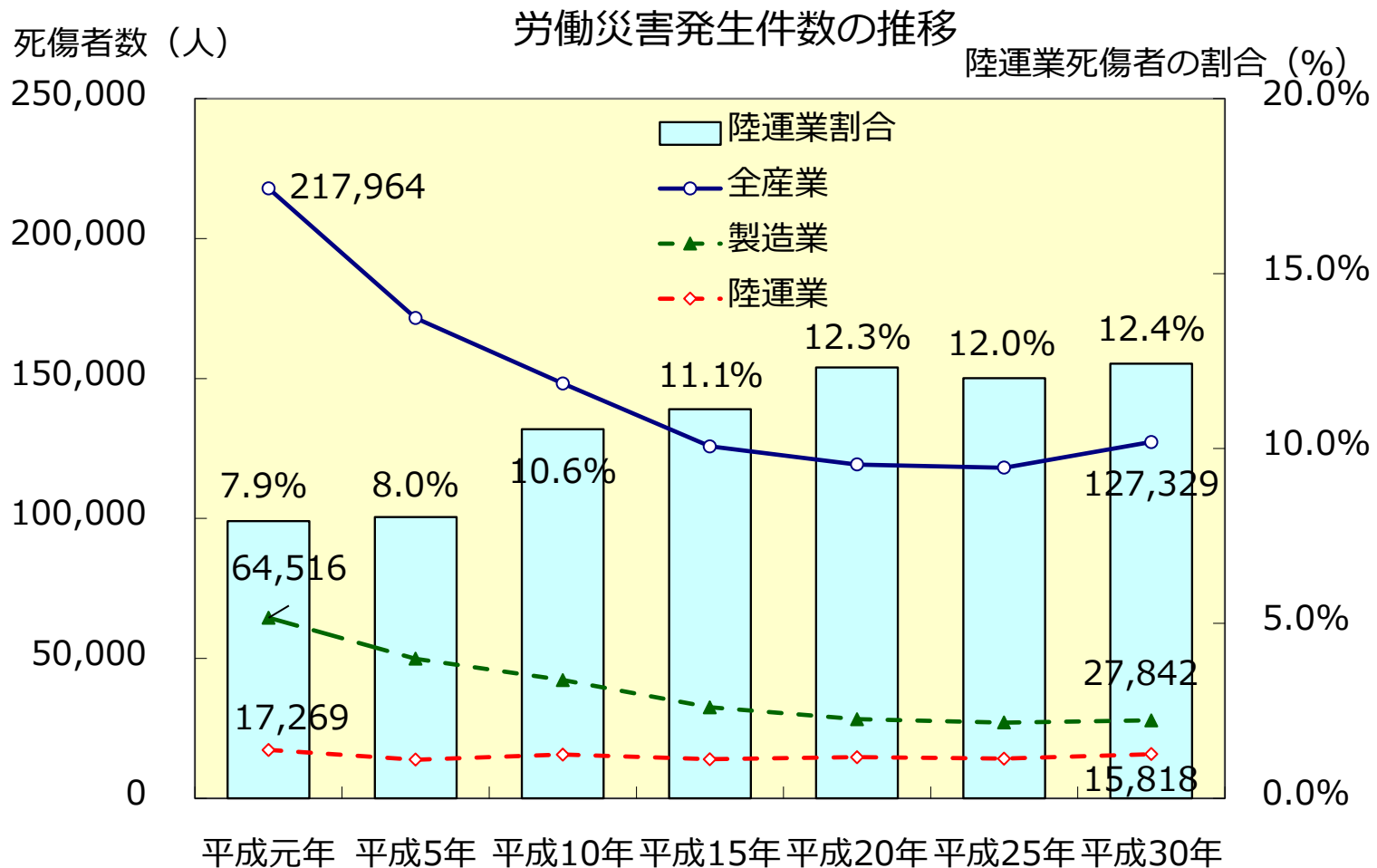
- ① 全産業に占める陸運業の労働災害の割合は、増加傾向
- ② 陸運業の労働災害の約75%は、荷役災害
- ③ 荷役災害の3分の2は荷主先で発生
- ④ 陸運事業者だけで、荷役作業の安全対策を講じることは困難



厚生労働省が、陸運事業者の労働者が荷主先で行う荷役作業における労働災害防止を目的として、ガイドラインを策定

陸運事業者と荷主等（荷主、配送先、元請事業者）が連携して
荷役災害の防止に取り組みましょう。

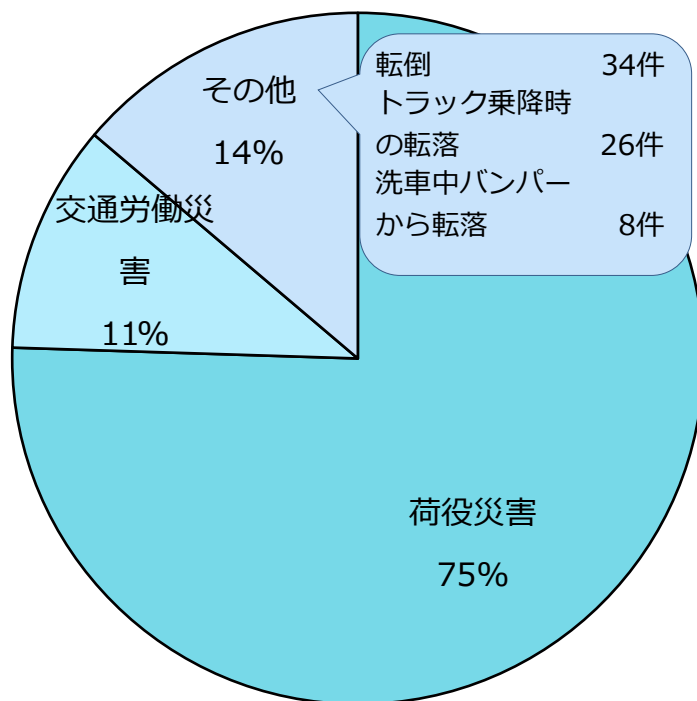
全産業に占める陸運業の労働災害の割合は増加傾向



背景・事情②

陸運業の労働災害の約75%は、荷役災害

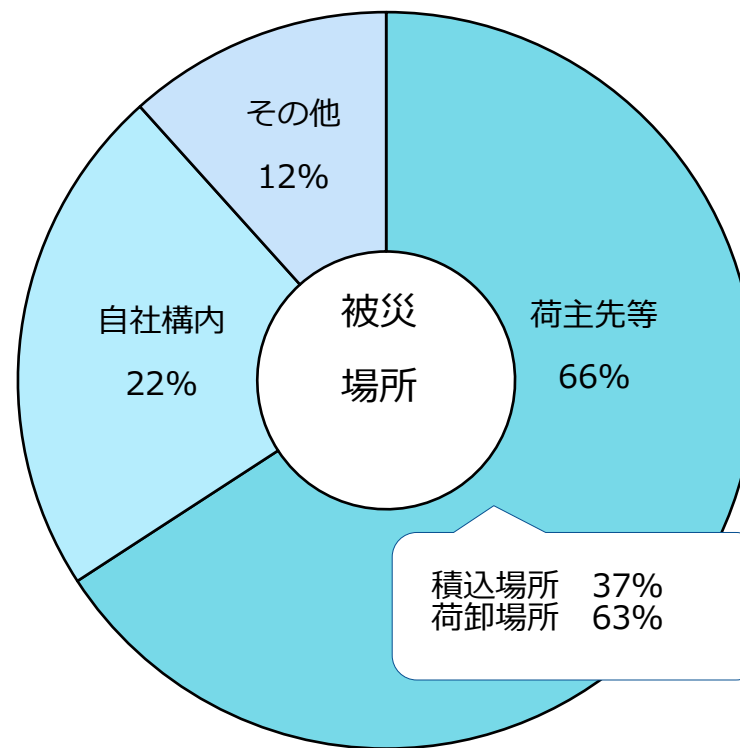
陸運業の労働災害の内訳



背景・事情③

荷役災害の3分の2は荷主先で発生

被災場所について
荷役災害の被災場所の65.8%が荷主先等
荷卸先事業場が63%、積込先が37%



(2) 荷役作業安全対策ガイドラインのポイント

	陸運事業者の実施事項	荷主等の実施事項
①	荷役作業における役割分担の明確化	荷役作業における役割分担の明確化
②	荷主先等での荷役作業内容の事前確認	陸運事業者への荷役作業内容の事前通知
③	荷主先等での安全・適切な荷役作業の実施	荷役作業場所の安全な作業環境の確保

荷役作業安全ガイドライン講習会のご案内

開催日 令和3年12月14日（火）13:00～17:00

会場 埼玉県トラック総合会館6階大会議室

主催 陸災防埼玉県支部

講習会の内容

- (1) 荷役作業における労働災害の現状と荷主等に求められる役割 埼玉労働局 阿部健康安全課長様
- (2) 荷役作業における労働災害防止対策、荷主等との連絡調整 陸災防 中尾安全管理士

定員 50名

参加費・テキスト代 無料

申込方法 陸災防埼玉県支部までファックスでお申し込みください。

参加申し込み書（別添「荷役作業安全ガイドライン講習会のご案内」
リーフレット）

申込先等 〒330-8506

さいたま市大宮区北袋町1-299-3

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 埼玉県支部

電話 048-645-2770 FAX 048-645-2818



3 災害事例と関係法令

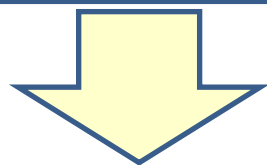
災害事例1（墜落・転落災害）

積み込み作業を行っていたところ、
誤ってトラックの荷台から転落



災害発生原因 その1

最大積載重量13トンのトラックに荷を積み込む作業を行うにあたり、**保護帽を着用していなかった**



再発防止対策のポイント

最大積載重量5トン以上のトラックに荷を積み込む作業を行うときは、**保護帽（墜落時保護用）を着用すること**

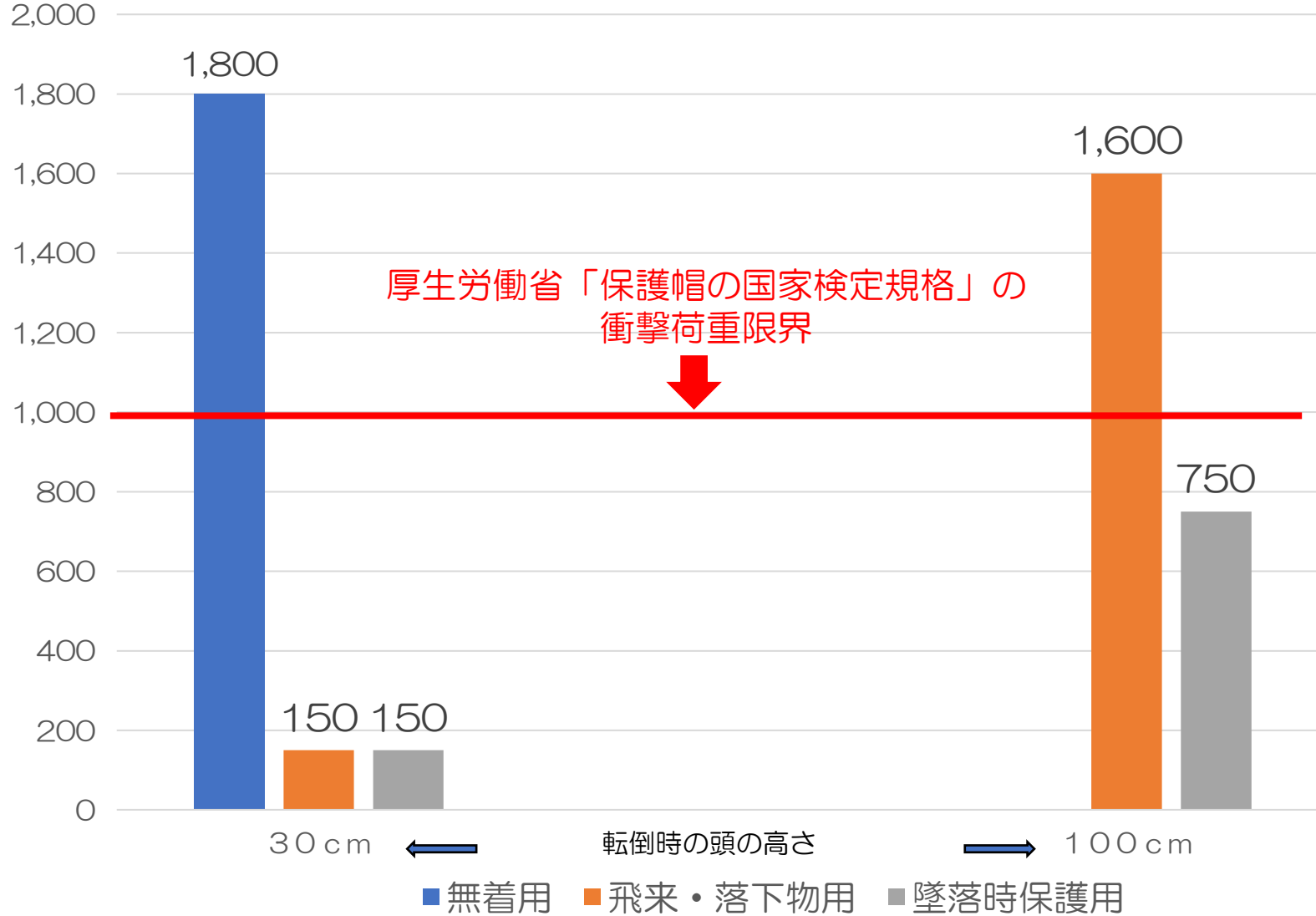
保護帽の着用（労働安全衛生規則）

[第151条の74]（保護帽の着用）

事業者は、**最大積載量が5トン以上の貨物自動車に荷を積む作業**（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は**最大積載量が5トン以上の貨物自動車から荷を卸す作業**（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に**保護帽を着用**させなければならない。

保護帽着用による効果（衝撃荷重の大きさ）

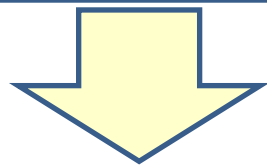
単位：kg f



出典：厚生労働省「重大な労働災害を防ぐためには」

災害発生原因 その2

最大積載重量13トンのトラックに荷を積み込む作業を行うにあたり、地上と荷台上の荷の上面との間を**安全に昇降するための設備を設けていなかった**



再発防止対策のポイント

最大積載重量5トン以上のトラックに荷を積み込む作業を行うときは、地上と荷台上の荷の上面との間を**安全に昇降するための設備を設けること**

昇降設備（労働安全衛生規則）

[第151条の67]（昇降設備）

事業者は、**最大積載量が5トン以上の貨物自動車に荷を積む作業**（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）
又は**最大積載量が5トン以上の貨物自動車から荷を卸す作業**
（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行う
ときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業
に従事する労働者が**床面と荷台上の荷の上面との間を安全に
昇降するための設備を設けなければならない。**

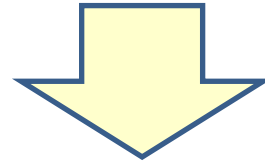
災害事例 2 (転倒災害)

フォークリフトを運転中、曲り角で
転倒し、運転者が死亡



災害発生原因

フォークリフトの点検や整備が適切に実施されていなかった



再発防止対策のポイント

フォークリフトについて、**作業前の点検を適切に行い**、点検、検査の結果、異常を認めた場合は、補修整備した後に使用すること

点 検（労働安全衛生規則）

[第151条の25]（点検）

事業者は、フォークリフトを用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。

- ① 制動装置及び操縦装置の機能
- ② 荷役装置及び油圧装置の機能
- ③ 車輪の異常の有無
- ④ 前照燈、後照燈、方向指示器及び警報装置の機能

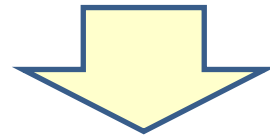
災害事例3（動作の反動・無理な動作災害）

薄鉄板のコイル巻きを中腰の状態を抱えた際、
背中から腰部にかけて痛みが生じたもの



災害発生原因

膝を曲げ、腰を十分に下ろすことなく、腰部に負担がかかる中途半端な姿勢で重量物を持ち上げようとしたこと



再発防止対策のポイント

重量物の取り扱い作業では、**自動化及び省力化**を図り、できるだけ人力の負担を軽減するように努めること
やむを得ず、人力で取り扱う場合は、**作業者の性別及び体重に応じて、重量を制限**し、標準化若しくは規格化を行うこと

腰痛予防対策指針

(平成25年6月18日基発0618第1号)

重量物取扱い作業

1 自動化、省力化

適切な動力装置等により**自動化**。困難な場合は、台車、補助機器の使用等による負担の軽減

2 人力による重量物の取扱い

(1) 作業速度、取扱い物の重量の調整等により、腰部に負担がかからないようにする。

(2) **満18歳以上の男子**の取り扱う物の重量は、**体重のおおむね40%以下**。

満18歳以上の女子は、**男性**が取り扱うことのできる**重量の60%位まで**。

(3) (2)の重量を超える場合は、適切な姿勢にて**身長差の少ない2人以上**で行う。

4 作業姿勢、動作

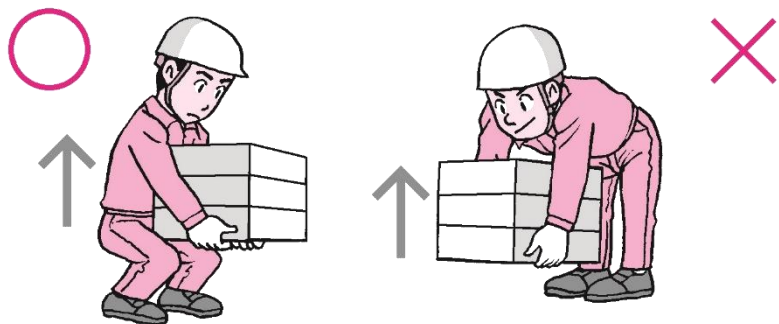
急激な身体の移動をなくし、不自然な姿勢とらず、身体の重心移動を少なくする等

できるだけ腰部に負担かけない姿勢で行う。

人力作業の注意事項

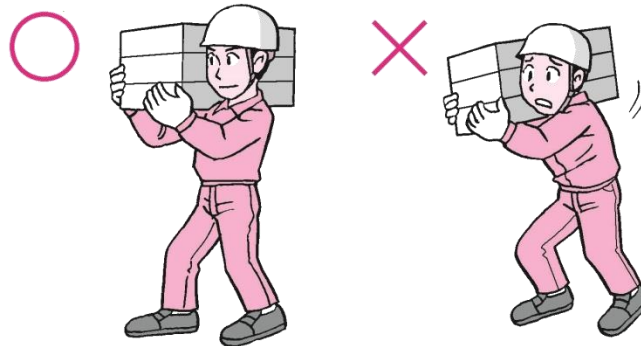
正しい姿勢と正しくない姿勢

(重量物を持ち上げるとき、下げるとき)



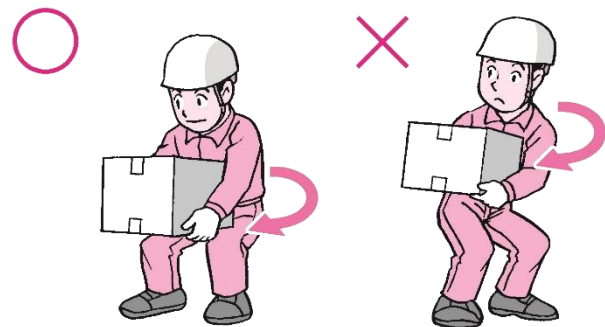
両足を前後に開いて重量物の重心に密着
膝を曲げて足に仕事をさせる気持ち

(重量物がかつぐとき)



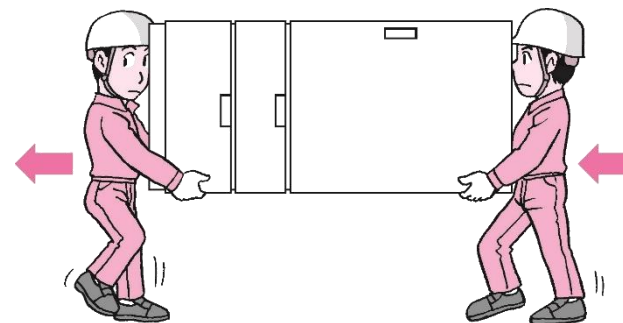
上体をかがめず、背を真っ直ぐに
腰を落とし、膝のばねを使って

(しゃがんで荷物を横に移すとき)



腰から上をひねらない
下半身ごと回して、下肢を十分使って

(重量物を運ぶとき)



重量物に身体をよく密着させ、腰より上の位置で
体重の40%(18歳以上の女子は男子の60%)を超える重量物
は、原則として身長差の少ない2人以上で

荷役災害防止のポイント

- ① トラック荷台上等で荷役作業を行うときは、
墜落時保護用の保護帽を着用し、安全な昇降設備を使用
しましょう！
- ② フォークリフト、荷役器具・用具等を使用して荷役作業を行うときは、
作業開始前点検を確実に実施しましょう！
- ③ 人力荷役作業を行うときは、
重量は**体重の40%以下（女性は、男性の60%まで）**
とし、**腰に負担をかけない姿勢**で行いましょう！